

経済安定本部に関する説明資料

一、経過
政府はさきに、本年二月十七日緊急経済対策を表明すると共に、之に基く一群の経済対策を実施し、専面の悲運インフレの勃発を抑制し、引續いて、経済安定に就いての諸対策を実施し來つた。之の緊急経済対策の決定と其の後における実施は、十数次の経済閣僚懇談会を開催し、各省事務の完全な一致を必要とする施策の急速な展開とを計つて來たのであるが、今後緊急対策を強力に推進していくには、之を専担する有力な中枢組織が必要となる。

必要であると認められたので、月 日、閣議決定を以て緊急対策の中央本部を設けることとが定められた。同時に G.H.Q. に於ても同様の機関が必要であるとの意見を持つて三月一日経済科澤部の僚官から私案として署同様の設置を決定し、L.O. を通じ G.H.Q. に於て具体的案で就いての協議に入つた。三月十四日 G.H.Q. にて最初の全体的な会議が開かれ、これが議事は相当混亂状態に陥り、結果得た結論を書き直すことであり、其の後 G.H.Q. に数回の非公式交談を行ひ、逐次成果へ近づいた。

三月二十日第二次會議に臨み其の際先方から具體的な修正案を提出し上づた上之を基礎として日本側は最終案をGHQに提出することとが望ましいとの話であつた。之の案は立法技術上鶴谷みの困難な点があつたの提案の内容を勘定し閣令にて分ち重要部分を勘定下規定し其の間に閣令にて譲り受けた中思いで勘定と閣令案とを提出した。之に基へて数次接觸しあ結果二本立ての構想から正式の承認は遅れ五月一日文書を以て一年間の存續期間とする條件を付して承認の旨があつた。

2.

(1) GHQの意見として注意すべき事項
本件に就いてGHQと接觸中問題となつた事項であり、又將來本機構が所謂運営をされるる爲に注意を要するに認められる事項は左の通りである。

(2) 経済安定本部は政策事項K村では各省に優越せる存在であること

(3) 本機構は經濟危機突破の爲の暫定的機構であることを(註)承認指令のとき一年間の期限を附せられ火

(4) 本機構は政変等に累されるることなく繼續性を有するものであること(註)此の繼續性ハ經濟安定の民間人議員大半保有セラレル

(5) 名実共に國務大臣を指揮命令し得る様な「カリバ」の人物たることを希望せられて居る
 (6) 励令第六條は必ずしも英文と「コレスホンド」し
 まへが、日本側の意圖は總務長官を關稅中止
 に選定することに限らうとするものでは至
 く適當な人物を先づ國務大臣に任命し、次で
 總務長官に任命せんとする趣旨である
 (7) ことを説明し、ヨリQの了解を求めるものである
 (8) Qは總務長官の權限を強大をもつしむる

(5) ことを希望して居り、總裁たる總理大臣は形
 式的首長たるに止まらず、勅令第六條に總
 務長官は總裁を位す、總務を掌理すとある
 案に關して總裁を桂辯と、小字句は總務
 長官の地位を輕からじめる印象を與へると
 はるる解に其の削除を要求しが、
 民意を反映した經濟安定會議の利用を圖
 つたこと。但し、先方の意向を承認する方
 で作つた中間案は余りに經濟安定會議を護
 カをちしめ事務臺局を牽制し過ぎる嫌があ
 つたので再修正が行はれただこと
 經濟安定本部第一部長は、總務長官の兼任と

(9)

すべき旨閣令中に明定せよとの要求があつたが日本側から右は閣令の體裁上適當であるから固執せぬ様致し度。其の代り日本政府は總務長官が必ず第一部長を兼任する様に之を約した。

閣令第十四條の議員の構成中 G、H、Q 側は第一号の議員が第一号の議員にアウトヅカニトセられぬ様相互の人数を同数とするべき旨要求し左が当方から第十四條第二号は有能達識の士を以て第一号の議員に協力せしむることを主眼として居り、第一号第二号議員が対抗して相争ふ様な事態を豫見すること

は本條の精神に反すべく旨を力説し、米側も右に同意し其経緯があること等の諸点である。尚經濟科學部長の C、J、O 次長に対する詰とにて部長の不選がきまつたち見直いといへることであつたことも今後の連絡上留意を要する。

國立公文書館 National Archives of Japan

日本国文書館
National Archives of Japan

次官會議の附議は要しないこととする。その代り經濟安定本部のうちに、各有关次官の出席する関係各廳協議會を設け、密接な連絡を確保する。右に關聯し、經濟閣僚懇談會は、今後原則として之を開かないことをとする。

政府以外から經濟安定會議の構成員になるものへ經濟利益の代表・學識經驗者、商工・農林・運輸・金融・物價關係等に關聯し、經營・勤勞・消費者等の各層を代表せしめ得るやうに考慮する。

右の民間會議員は政府關係者と同数とし、議事の決定は多數決に依る。

經濟齊安定本部と他との連絡關係其の他
重要事項についての正式の連絡は、C.I.O.
を通じてこれをすゝむが、個々の施策の具体
的折衝、連絡につけては所管各省に太幅に
之を任せることを適當とは思はれず、特に重要
な問題につけては、安定本部員べ各省と協
力して、直接連絡を維持する。特に重要な
閣議等との關係につけては、安定と思はれる。
重要事項は、經濟齊安定會議に附議せらる
とが望ましい。經濟齊安定會議に附議せられたものにつ
ては、迅速簡略に閣議決定せられた後
閣議決定の決後

4.

參與は、經濟の実情に通曉した人を必要に應じて選任する。定期的な參與會議等は之を行はず、個々の意見を活用する。

5.

幹事は、庶務を行ふに適する少數者を選ぶ。召集議事の整理等の事務に當るものとす。

6.

部長と部員の人選と、する。部員は、關係各廳と民間の有能者に對し、その一部は、専ら經濟安定本部に於て勤務せしめる。之の場合、特に行政各部門との連絡緊密化について考慮する。

7.

其の他の事務處理を敏活にし、能率を最高度に發揮するため、事務系統と所要設備につつる。尚 G.H.Q 及び國內の經濟安定本部に対する期待に背かざる様、事務組織の内容に充分なる實質と規模とを考慮する。

(八) (口) (イ) 調査の理日、協力との協力確保に萬善を盡す。調査等を重視する。聯合公聽會の活用・実情

46

國立公文書館

National Archives of Japan

(16)(15)(14)(13)(12)(11) (10)

(ii) (i)

失業対策
六十年代の実行
賠償と失業対策との関係
支援総団の取扱いと失業対策の実行
医療対策と失業対策との物価と勞働組合
被災者計画と失業対策のバランス